

令和7・8年度一関市小規模修繕登録申請取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市が行う小規模修繕登録申請（以下「申請」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2 登録を行うために必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 営業に関し法令上の許可又は認可等を必要とする場合において、当該許可等を受けていること。
- (3) 申請日において営業期間が1年以上あり、かつ、市長が認める実績があること。
- (4) 一関市が賦課する税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(提出書類)

第3 登録をしようとする者は、別表の書類を提出しなければならない。なお、提出書類は、令和7・8年度一関市小規模修繕登録申請書等作成説明書に基づき作成することとする。

(提出書類の受付期間及び受付時間)

第4 第3に規定する提出書類の受付期間は、令和7年2月3日から令和7年2月28日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

- 2 前項の期間に書類を提出しなかった者についての受付期間は、令和7年4月1日から令和8年12月28日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。
- 3 前2項に掲げる期間の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで

(提出先等)

第5 申請の提出先等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 提出先 総務部総務課契約係
- (2) 提出方法 郵送または持参のいずれかによる（提出期間内必着）

(3) 受付票 郵送により申請書を提出する者のうち、受付票の交付を希望する者は、返信用はがき又は封筒を同封すること。

(営業所要件)

第6 申請を行った者（以下「申請者」という。）のうち、一関市内に営業所等を有する者として取り扱う要件は、一関市へ法人等設立設置申告を行い、かつ、市税の滞納がないこととする。

(登録期間)

第7 申請者の登録期間は、第4第1項の期間内に審査が完了した者にあつては令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、第4第2項の期間内に審査が完了した者にあつては審査完了の日から令和9年3月31日までとする。

(登録の変更)

第8 申請者が申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

(登録の喪失)

第9 申請者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当した場合は、登録を失うものとする。登録を失った後で、改めて登録を希望する場合は、申請資格を有した後に再度小規模修繕登録申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年1月15日から施行する。

別表（第3関係）

番号	提出書類	提出者
1	一関市物品の買入れ等入札参加資格審査申請書（様式第1号）	全申請者
2	委任状（様式第2号）	該当者
3	使用印鑑届（様式第3号）	該当者
4	登記事項証明書（個人にあつては身分証明書）	全申請者
5	納税証明書 ①一関市税分	該当者
	②国税分（その3の2又はその3の3）	該当者